平成２１年（フ）第３７９６号
東京都港区北青山３丁目４－１－108
破産者　大野　　薫
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８４４号
千葉県船橋市習志野台２丁目28－７
破産者　西　　重信
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８４５号
千葉県船橋市習志野台２丁目28－７
破産者　西　　照美
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８７２号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目６－７－Ｂ－101
破産者　橋間　康一
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８７３号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目６－７－Ｂ－101
破産者　橋間　優子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８９６号
北海道苫小牧市高砂町１丁目４－19
破産者　佐々木亜由子（旧姓和田）
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９００号
長野県松本市安曇126－２　ベルハイツ大野田Ａ404
破産者　杉本　高塔
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９０４号
東京都八王子市子安町１丁目40－28－102
破産者　森脇　清治
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９２５号
東京都北区滝野川１丁目29－１
破産者　半田　育子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９２６号
神奈川県横浜市金沢区六浦南４丁目20－２－401
破産者　牛尾　佳則
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９５９号
東京都荒川区西尾久７丁目22－５－409
破産者　高野　英孝
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９７２号
東京都世田谷区玉川３－32－９、最後の住民票上の住所東京都世田谷区桜新町１丁目16－11－303
破産者　峯木　啓子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４００１号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2562－20　宮崎方
破産者　蜂谷　俊之
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４００２号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2562－20　宮崎方
破産者　蜂谷由美子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０７６号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1592－４
破産者　帯刀　由紀
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２５０号
神奈川県小田原市中村原384－４－Ａ101
破産者　篠崎　太成
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２５１号
東京都練馬区三原台３丁目８－３－209
破産者　尾崎　麻依（旧姓石下）
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２５２号
宮城県仙台市太白区西中田３丁目23－22－103
破産者　小松　太郎
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２５７号
秋田県鹿角郡小坂町上向字狐崎31－18
破産者　小舘　貴大
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２５９号
山梨県甲府市酒折１丁目10－26－208、開始決定時の住所東京都小平市小川町１丁目962
破産者　西野　幹也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２６１号
千葉県木更津市文京３丁目１－37－205
破産者　浜内　卓也
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２６２号
東京都北区志茂２丁目11－１－310
破産者　丸山　直樹
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部